

Cafe SAKURA 「カフェさくら」が 地域の交流の場に

一般の参加者、役員の区別なく
みんなが楽しめる場所に



桜小地区福祉委員会 副委員長 伊勢貞夫さん

気軽に集まれる場所を作る
「地域のつながりが薄れて
いるって、よくいわれていま
すよね。特に桜小地区は、自
治会加入率が約30%と低い
ですね。そこで、誰でも気軽
に集まれる、特に子育て世
代の親子が一休みできる場所が
あればいいんじゃないかと思
い、「カフェさくら」を始め
ることにしました」そう話
すのは、桜小地区福祉委員会
副委員長の伊勢貞夫さん。
同委員会は27年11月に発足
した桜小コミュニティ推進協
議会で福祉分野の活動を担っ
ています。

同協議会発足と同時期に始
まったカフェさくら。お茶や
お菓子が楽しめ、参加費は、
おとなが一人100円、子ど
もは無料。月に1回、地域交
流室さくらで開催され、今年
4月で17回を数えます。
「親子が参加しやすいよう
にと、テーブルの一つを親子
専用にしたたり、子どもの遊び
場を設けたり、おむつの交換
用にマットや使い捨てシート
などを準備。また、室内の楽
しい様子が外に分かるよう
にと、玄関を常に開けてるん
ですよ」

さまざまな年齢の人が 集まることが大切

カフェさくらの特徴は参加
型の活動。世話をする福祉委
員やボランティアも参加者の
一人です。手が空いたときに
は、席に座ってお茶やおしゃ
べりを楽しみます。

「参加者も徐々に増え、28
年度は平均で30、40人。多い
時は50人を超えることもある
んですよ。当初は親子をメイ
ンにと考えていましたが、今
はあまりこだわっていません
。いろいろな年齢の人が集ま
ることが大切なんじゃないか
と思っています。ここに来て
いろんな人と交流すること
で、仲間ができたたり、自分



とっての居場所になったりす
る人も少なくないんじゃない
でしょうか。極端な話かもし
れませんが、認知症予防やリ
ハビリにも一役買っていると
思っています」

介護予防への活用を検討

カフェさくらを新しい介護
予防事業にも活用できるので
はと伊勢さん。

「予防のためには、その人
を取り巻く環境を見直すこと
も大切じゃないでしょうか。
参加者が心から楽しめて、心
身ともに健康になれる。そん
な場所を提供できればと考
えています。そのためにも、で
きただけたくさんの人に利用
してもらいたいですね」



たけのこと春雨の 中華炒め

薬味で自由にアレンジ!

人権啓発シリーズ

生きる

人権推進室
☎(740)1150

障害者差別解消法

誰もがお互いを尊重し、
安心して暮らせる社会をめざす

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」は2013年6月19日に成立し、昨年4月1日から施行されました。

この法律では、①障害を理由に差別的取り扱いや権利侵害をしてはいけない（不当な差別的取扱いの禁止）②社会的障壁を取り除くために合理的な配慮をすること（合理的配慮の提供）③国や県、市町村は差別や権利侵害を防止するための啓発や知識を広めるための取り組みを行わなければならない、などを定めています。

現在の日本社会では、「見えない」「聞こえない」「歩けない」などといった機能障害を理由として、区別や排除、制限、偏見などの差別を受けている人々がいます。また、車いすや補装具、盲導犬など、障害に関連することを理由として、社会的不利益を受けている人々もいます。誰もが「障害者に対する差別はいけない」と思っていますが、残念ながら差別と思われることがたくさん起こっているのです。

障害者差別解消法では、特に障害の状態や性別、年齢などを考慮した変更や調整、サービスを提供することを「合理的配慮」といい、それをしないと差別になるとしていることが重要です（国や市町村などの行政機関は義務、民間事業者は努力義務となっています）。

この法律に基づいて、私たちは障害があってもなくても、分け隔てなく、お互いを尊重して生活し、勉強し、働いたりできるように差別を解消して、誰もが安心して暮らせるような共生社会を実現していく必要があります。

(大阪人権博物館 館長 朝治武)

おとな子どもも 食と育つ

保健センター
☎(758)4721

レシピ 川西・猪名川地域活動栄養士協議会

●材料（おとな2人分）

- ゆでタケノコ 150g
- 緑豆春雨 20g
- 豚ひき肉 100g
- 青ネギ 7g (1本)
- ごま油 小さじ1
- 調味料は、水(100ml)、中華スープの素(小さじ1/2)、酒(小さじ1/2)、濃口しょうゆ(小さじ1強)

熱量(1人分): 116kcal、塩分: 0.8g

●作り方

- ①緑豆春雨は熱湯につけて戻し、5mm幅に切る。
- ②ゆでタケノコは小さめの乱切りに、青ネギは小口切りにする。
- ③調味料を合わせておく。
- ④フライパンにごま油を熱し、豚ひき肉を炒める。ゆでタケノコと、合わせた調味料を加えてふたをし、弱火で10分ほど煮る。
- ⑤緑豆春雨を加えて全体をまぜ、青ネギを散らす。

消費生活センターだより

消費生活センター
☎(740)1167

「無料」や「お試し」エステに注意!

気軽な体験のつもりが高額な契約に
その場ですぐ決めずによく考えましょう

事例1 5日前、友達に誘われて痩身エステの無料体験に行った。体験後、月々5,000円の支払いで、1年間有効のコースを勧められた。年間コース料金は20万円で、36回分割払いの契約をした。よく考えるとまだ学生なので、3年間も支払いができるか不安になった。解約したい。(20歳代 女性)

事例2 半年前にインターネットで見つけた脱毛サロンの「1回1,000円お試し」を予約して出向いた。サービス後に70万円のコースを勧められて、48回払いのクレジット契約をした。6回通ったが仕事が忙しくなり、通えなくなったので解約したいと電話をしたら、解約精算書を送ると言われた。返金はどうなるのか。(40歳代 女性)

「無料」「お試し」のつもりで店舗に出向いたのに、思いもよらない高額な契約をしてしまったという相談があります。契約期間が1カ月を超え、契約金額が5万円を超えるエステティックサービスには、特定商取引法で解約のルールが定められています。契約書を受け取ってから8日以内であれば、書面でクーリング・オフ（無条件契約解除）ができます。

クーリング・オフ期間を過ぎても、すでに受けたサービスの料金と違約金を払うことで中途解約できます。違約金には上限があり、解約の申し出がサービス開始前の場合は2万円、サービス開始後は、2万円または未使用サービス料金の1割に相当する額のいずれか低い方となります。事例1の場合はクーリング・オフ、事例2はルール通りに違約金を支払って中途解約することができました。困ったことがあれば消費生活センターに相談してください。